

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月22日	
広島市長様	
提出者	
住所	広島県三次市西酒屋町58-3
氏名	株式会社 下井建設
	代表取締役 下井 健太
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0824-64-1628
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 下井建設
事業場の所在地	広島県三次市西酒屋町58-3
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金額：2500万円
③従業員数	40名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場 ⇒ 収集運搬(自社) ⇒ 中間処分(自社) ⇒ 再生 ↓ ↓ ↓ 収集運搬(自社及び委託) ↓ ↓ ↓ 再生利用業者(委託) ↓ ↓ ↓ 最終処分業者(委託) 処分業者(委託) ↓ ↓ ↓ 再生利用業者(委託)

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5 年度) 実績量
計画:今年度(令和6 年度) 計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	83.3	90									83.3	90								
紙くず																				
木くず	167.475	200	167.475	200																
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6	10									6									
鉱さい																				
がれき類	5354.231	6000	419.6	1000							4934.631	5000	1612	5000	4893.191	5000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石綿含有産業廃棄物																				
廃石膏ボード	129.54	200									129.54	200			129.54	200				
合計	5740.546	6500	587.075	1200	0	0	0	0	0	0	5153.471	5290	1612	5000	5022.731	5200	0	0	0	0

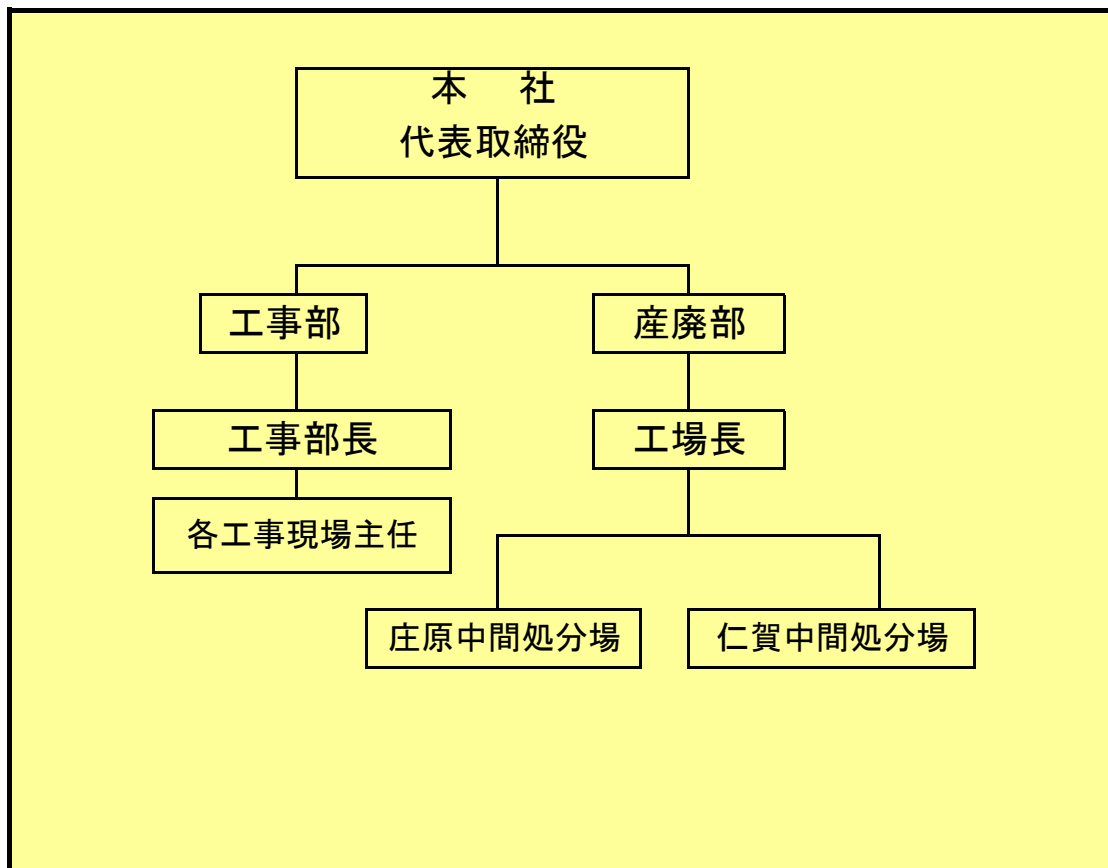
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	自社請負工事等から発生する産業廃棄物を 処理に適合した品目別に分別。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃 棄物の種類及び分別に関する取 組)	自社請負工事等から発生する産業廃棄物を 処理に適合した品目分別の徹底に努める。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	木くず・・・チップ材(燃料)に再生。 がれき類・・・砕石再生。
②計画 (今後実施する予定の取組)	木くず・がれき類以外の廃棄物も、 出来る限り再生できるよう推進する。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	廃棄物の品目別処理・再生の推進に努める。
②計画 (今後実施する予定の取組)	廃棄物の品目別処理・再生の徹底に努める。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	信頼できる業者に依頼。
②計画 (今後実施する予定の取組)	信頼できる業者に依頼。